

平成29年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成29年12月6日(水)

議事日程(第3号)

平成29年12月6日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	加瀬智明	総務部長
綿引誠二	政策企画部長	西野千里	市民生活部長
滑川裕	保健福祉部長	武藤範幸	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	真中剛	建設部長
根本康弘	会計管理者	江尻伸彦	上下水道部長
江幡正紀	消防長	生天目忍	教育次長
金子充	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	江幡治	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明 事務局長 鴨志田智宏 議事係長

午前10時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

7番深谷渉議員の発言を許します。7番深谷渉議員。

〔7番 深谷渉議員 登壇〕

○7番（深谷渉議員） おはようございます。7番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、マイナンバーについてでございます。マイナンバーの交付率と普及対策についてお伺いいたします。

社会保障と税の共通番号マイナンバーを活用して、国や地方自治体が行政手続に必要な個人情報のやりとりをする情報連携の本格運用が先月11月からスタートいたしました。マイナンバーは、社会保障と税、災害対策に関する事務の手続に限って利用されるもので、マイナンバー制度の情報連携により、住民にとって行政手続がしやすくなります。それに先だって、昨年からのマイナンバーカードの交付が始まっておりますが、その交付率の現状についてお伺いをいたします。また、マイナンバーカードの交付の普及に向けた対策について、あわせてお聞かせください。

マイナンバー制度による情報連携マイナポータルについてお伺いをいたします。

この情報連携により、専用システムを使い、法律で定められた住民情報を都道府県や市町村など、約1,800団体の間でやりとりが可能になります。その結果、住民が社会保障関連の給付を役所の窓口申請の際、これまで必要だった住民票の写しや課税証明といった書類の提出が要らなくなり、住民にとって利便性が格段に向上し、行政側も事務の効率化が図れます。その内容と利便性を具体的にお伺いいたします。

また、マイナンバーをさらに普及させるためには、多くの住民が利用しやすいと感じる取り組みが求められておりました。その一歩として、内閣府がマイナンバーの個人向けサイトマイナポータルを立ち上げましたが、その内容を具体的にお伺いいたします。

今まで行政の子育てサービスを受けるには、住民票の写しや課税証明書など、さまざまな添付

書類と申請書を用意した上で役所の窓口へ提出する必要がございました。しかし仕事や育児で忙しい子育て世代にとっては、書類の準備や提出するための時間を確保するのはなかなか大変です。このため政府は、マイナポータルを活用してできるだけ申請手続の負担軽減を図りたいとして、24時間どこからでも申請できる仕組みを作りました。

マイナポータルでは、子育てワンストップサービスの電子申請が利用でき、10月30日現在、既に人口カバー率で約10%に当たる152の自治体が利用可能になり、今年度中には約65%に当たる自治体が導入する予定であると聞いております。本市ではまだ利用できない状況のようですが、本市の子育てワンストップサービスの電子申請が利用可能となる時期の見通しや、現在の準備状況とともに、子育てワンストップサービスを具体的にわかりやすくご説明していただき、その利用促進についてお伺いをいたします。

続きまして、がん対策についてお伺いをいたします。

初めに、乳がんの対策についてでございます。

前回の議会に引き続き、がん対策についてでございますけれども、政府は2022年度までのがん対策の方針となる第3期がん対策推進基本計画を10月24日に閣議決定いたしました。同計画は、「がん対策基本法」で政府に作成が義務づけられ、5年以内の見直しも定められております。今回の計画では、予防、医療の充実、共生の3本柱に研究や人材育成、教育などの基盤整備を進めることで、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すとうたっております。

3本柱の予防について、どのような目標を掲げたのかを少し申し述べます。

がんのリスクを減少させるため、最も重要な一次予防では、成人喫煙率12%以下との目標を維持し、新たに妊娠中の喫煙をなくすとしました。がんの早期発見、治療につなげる二次予防では、自治体の行う検診の受診率を現在の30から40%を50%にし、要検査とされた人の精密検査受診率を現在の65から85%を90%にそれぞれ引き上げます。そこで、本市のがん対策の中でも乳がんの検診率の推移についてお伺いをいたします。

国立がんセンターのがん対策情報センターが発表しているデータによれば、1975年から2010年までの間に、乳がんの患者数は約6倍、死亡者数は約4倍に増加しております。また、2012年時点での男女別の部位別がん患者数のランキングでは、女性がかかるがんの1位は乳がん、2位の大腸がんと比較しても患者数は1万人以上差があります。本年乳がんの治療をしていて亡くなられた有名人のブログが涙を誘い、世界的に話題になりました。現在では日本の女性の12人に1人が乳がんにかかると言われております。また、若い女性を中心にさらに年々増加傾向にあるとのことでございます。本市の乳がん検診の現状について、また、そこから見えてくる課題についてお伺いをいたします。

乳がんは自己検診により自分で発見できる唯一のがんでございます。早期に発見し適切な治療を受ければ、治癒率は約90%と言われております。そのためには、専門機関での定期検診に加え、月1回程度の自己検診、セルフチェックでその変化を見つけることも大切でございます。検診率を向上させるための対策と、また早期発見、特に自己検診による発見の対策についてお伺い

をいたします。

次に、学習指導要領改訂についてお伺いをいたします。

学習指導要領改訂内容についてでございます。

文部科学省は、2020年度から順次実施され2030年ごろまでの学校教育基準を定めた小中学校学習指導要領改訂を今年の3月に公示しました。その内容は、グローバル化に対応するため、英語を小学5、6年で教科化するほか、小中学校ともに討論や発表などを通し、自ら課題を見つけて解決する力を育成する主体的・対話的で深い学びを各教科で導入します。児童生徒の語彙力や読解力アップに向けた新聞、本の活用に加え、論理的な思考力を身に付けるプログラミング教育も小学校で必修化します。いずれも基礎的な学力を形成するための学習量を維持しつつ、授業の質を高め、そして思考力や判断力を養うことに力点が置かれております。

次期指導要領は全面実施までの準備期間が大切であり、とりわけ教員への負担の目配りも忘れてはならないと考えます。そこで次期学習指導要領の改訂内容のポイントをどのように捉えているのかお伺いをいたします。あわせて、次期指導要領改訂に関する今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

次に、英語教育、プログラミング教育の本市の取り組みと新学習指導要領全面実施までの取り組みについてお伺いをいたします。

学習指導要領の改訂に携わった奈良学園大学の梶田叡一学長は、次のように述べられております。「今やアジアの中学、高校生が英語で交流する時代に入った。既に英語は国際的なコミュニケーションの道具であるが、日本は立ち後れている。英語教育の低年齢化は必然の流れと言えよう」と、今まで小学校は外国語活動として、英語が5、6年で必修化されていましたが、次期指導要領では、先ほど述べましたように教科化されます。移行措置として来年度から具体的に実施する地域もあり、低学年の保護者などは、いつからどう変わるのだろうと気になっているところがございます。そこで、本市の小学校の英語教育の現状と正式教科になるまでの段階的取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

文部科学省は、本年7月13日、大学入試センター試験にかえて2020年度に始める新共通テスト大学入試共通テストの実施方針を策定し、公表いたしました。英語は「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能をはかるため、民間試験を活用します。英語は23年度まではセンターが作成する「読む」「聞く」を試すマークシート式の出題も継続し、民間試験と併存させます。大学はマークシート式か民間試験、あるいは両方を活用できます。活用する民間試験は、英検やTOEICなどの資格検定試験のうち、必要な水準や要件を満たす試験をセンターが認定します。そうなりますと、小学校から英語が教科化されるのとあわせ、英語検定試験が注目されるようになります。そこで本市として英語検定料の補助金制度を作り、児童生徒が誰でも希望すれば英語検定試験に挑戦できるように、夢を与える援助をしていく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

先ほど奈良学園大学の梶田叡一学長は、「今回の学習指導要領の特徴の一つは、国際標準を意識し、どの国も共通して学ぶ重要な内容を精査し盛り込んだ点だ。グローバル社会の中で日本の

子どもだけが知らないでは国際社会から取り残される。特に人工知能（ＡＩ）に象徴されるように科学技術が急速に進歩する中、各国は知恵を絞り、その基盤となる内容を教育に取り入れている。論理的思考力をはぐくむプログラミング教育の小学校での必修化などは、その文脈上にある」と述べております。既にプログラミング教育を先行して行っている自治体も多々あるようですが、本市の取り組みについてお伺いをいたします。

続きまして、安全・安心な対策についてお伺いいたします。

ＡＥＤの屋外移設についてでございます。

ＡＥＤの設置施設におけるその設置場所についての質問ですが、現在、市の施設では６７台のＡＥＤが設置されておりますが、全てが施設の屋内設置であります。休日や夜間などはＡＥＤの設置されている施設が施錠された状態では当然利用することはできません。しかし学校施設を夜間開放時に利用する市民の方や、ＡＥＤ施設周辺の市民の方など、いざというときに施設に鍵がかかっている状態では利用できなくては意味を持ちません。

このような状況でのＡＥＤの使用を可能にするためには、設置場所を屋内から屋外にすることが求められます。当然ＡＥＤは精密機器なので、屋外設置に耐えられる収納ボックスが必要になりますが、その課題を解決した屋外型収納ボックスが開発されており、ここ数年で屋外移設が進んできております。本市でも２４時間いつでもＡＥＤが利用できるようにして、市民への安全・安心を確保していただきたいと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、防犯カメラ設置についてお伺いいたします。

犯罪抑止効果や警察への犯罪捜査等、防犯カメラの有用性については、技術の進歩とともに急速に高まっております。そこで２０１９年の茨城国体を控え、ソフトボールの開催地となっている本市でも、県内外から多くの競技関係者やその支援者が集まってきます。安全・安心なまちとしてその対策は万全を期さなければなりません。会場となる山吹運動公園や白羽スポーツ広場を中心に、防犯カメラの設置は検討する必要があると考えます。

また、動く防犯カメラとして、ドライブレコーダーの有用性も注目され、公用車等に搭載して防犯対策に活用している自治体も増えてきました。ドライブレコーダーが有効なのは運転中だけではなく、駐車監視モードつきのドライブレコーダーもあり、この機能で駐車中も防犯カメラの役目を担います。警察署と撮影画像の管理に関する協定などを締結し、迅速に捜査協力できる体制を整えることにより、さらなる犯罪抑止効果が出て、安全・安心のまちづくりができるものと考えます。防犯カメラの設置が難しいのであれば、このような取り組みも有効ではないでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、身障者用等の駐車場についてでございます。

先日、市外から常陸太田に来られた障害者の方からご連絡をいただきました。常陸太田市の道の駅に寄って楽しんできたという内容でしたが、最後に、「なぜ障害者用の駐車場のすぐ近くに喫煙所を設けているのか」という指摘がありました。「障害者は健常者より周りに敏感になっている。障害者の中には内部障害を持っている人もいます。喫煙所の位置を変える必要があるのではないか」とのことでした。その後、私も注意をいたしまして、身障者用の駐車場に立ってみまし

たが、喫煙所は数人入るとその外でも喫煙する方もいて、風向きに寄っては臭いがかなり気になります。身障者用駐車場と喫煙所の位置の問題について何らかの解決を求めますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

○西野千里市民生活部長 マイナンバーについてのご質問で、マイナンバーカードの交付率と普及対策についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの交付率の現状についてでございますが、平成28年1月に交付が始まりまして、本庁及び各支所で交付しており、10月31日現在、4,617件を交付し、交付率は8.7%という状況でございますが、今年度の月平均の交付件数は73件となっております。

なお、茨城県の交付率は9.8%、全国では10.0%という状況でございます。

次に、普及に向けた対策についてでございますが、これまで国を中心としまして、各種メディアを利用した広報や初回発行手数料の無料化、パソコン、スマートフォンからのオンライン申請など、さまざまな普及策がとられてきております。当市におきましても「広報ひたちおおた」や市のホームページの中で、マイナンバー制度の概要やマイナンバーカードの申請、受け取り等について周知を行ってまいりました。

マイナンバーカードを作ることによるメリットといたしましては、マイナンバーを証明する書類として運転免許証などと同様に身分証明書として利用できることや、市役所に設置しております証明書自動交付機に使用できること、さらには、行政手続等において本人確認のための書類が省略できることなどがございますし、また国においては、マイナンバーカードの多様な活用方策の検討などが進められていることから、今後は市の独自の住民サービスも含めまして、利活用の範囲がさらに広がっていくことが期待されます。

こうしたマイナンバーカードのメリット等を引き続き「広報ひたちおおた」や市のホームページ等を通して広く市民にPRするとともに、マイナンバーカード制度についてより理解を深めていただくために、出前講座の開催や成人式でのチラシ配布などの啓発活動を実施してまいります。あわせまして、窓口におきましても住民基本台帳カードの期限の切れた方へのマイナンバーカードの申請を奨励したり、高齢によりまして運転免許証を返納する方へマイナンバーカードが公的な身分証明書として利用できる旨の説明をするなど、警察署等関係機関と連携を図りまして、折に触れて窓口来庁者等にマイナンバーカードの利活用について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

今後も国や県等からの情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携によりまして情報の共有と発信に努め、マイナンバー制度を広く市民の皆様にご理解いただくことによりまして、マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めてまいります。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 マイナンバーについての総務部関係の2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、情報連携による行政手続の利便性についてでございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」で定める情報連携が11月13日から本格的に稼働いたしました。

この情報連携によりまして、「マイナンバー法」別表第2に定めております福祉や介護、医療、税分野等における事務手続を行う際に、国が整備いたしました情報提供ネットワークシステムを通じ、他の行政機関が保有いたします情報をオンラインで照会することによりまして、市民の皆様が申請時に添付する必要がございました証明書類の省略が可能となったものでございます。

具体的な例で申し上げますと、本市に転入してきた方が児童手当の申請をする際、転入前の市区町村が発行しました課税証明書の添付が必要でございましたが、情報連携開始後におきましては、転入前の市区町村の保有する申請者の所得情報を情報提供ネットワークシステムにより照会することが可能となり、課税証明書の添付が省略できるものでございます。

次に、マイナポータルについてでございますが、マイナポータルとは、国が整備いたしましたマイナンバーのインターネット個人向けのサイトでございます。

主な機能を申し上げますと、行政機関の保有する税関係情報や社会保障給付に関する情報、情報提供ネットワークシステムを利用して行政機関同士で行った個人情報のやりとりの記録などが確認できるものでございます。また、行政機関から配信されるさまざまなお知らせを受信することや、この後ご説明をいたします子育てワンストップサービスで行う行政サービスの申請手続等をオンラインで行われる機能も備わっております。

マイナポータルの利用には、マイナンバーカードやパソコン等が必要となっておりますが、市役所に出向かずに各種申請の手続が行えるなど、市民の皆様にとって利便性の高いものとなっております。今後は本格的に稼働をいたしました情報連携による行政手続の簡略化と市民の皆様の利便性の向上が図られるマイナポータルの利用促進に向け、マイナンバーカードの普及促進を積極的に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、安心・安全の対策についての中、動く防犯カメラとして市所有の車へのドライブレコーダーの搭載についてのご質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーは、事故発生時の責任の明確化と処理の迅速化や運転者の安全運転意識の向上だけにとどまらず、副次的な効果といたしまして、機種によっては防犯カメラの役割も有していることは承知をいたしております。

県内各市町村のドライブレコーダーの搭載状況でございますが、目的は事故発生時の対応が主なものであり、防犯カメラとして搭載を進めておる市町村は現在のところございません。本市の公用車においても救急車、ポンプ車の一部のみ搭載をしておりますが、一般の公用車には搭載をしていない状況でございます。

全国的には、警察と協定を締結しまして犯罪捜査の情報提供をしている市町村等もございますが、当市といたしましては、太田警察署より、国体開催を踏まえ、会場及びその周辺や交通要所など必要な箇所への防犯カメラの設置の要請がございます。今後、国体実行委員会及び関係各課

で防犯カメラの設置について検討してまいります。本市の各施設には、防犯カメラの設置が少ない状況でございますので、警察との連携を図りながら、ドライブレコーダーよりもまず防犯カメラの設置が優先であると考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の2項目についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1項目めのマイナンバーにおけるマイナンバー制度による情報連携とマイナポータルのご質問のうち、3点目の子育てワンストップサービスの運用予定とその利用の促進でございますが、子育てワンストップサービスにつきましては、地方公共団体において、子育て世帯の負担軽減を図るため、妊娠、出産、育児などの子育てに関連する申請等について、マイナンバーカードを用いてのオンライン化により関連サービスのワンストップ化を図るものでございます。

具体的に申し上げますと、次の4制度、「児童手当」につきましては、認定請求などの10手続、「保育」につきましては、保育園入園などの3手続、「母子保健」につきましては、妊娠届の1手続、「児童扶養手当」につきましては、現況届の1手続、計15の手続のオンライン化を実施するものでございます。このサービスは、平成28年度より国がマイナンバー制度を活用した子育て行政サービスの変革を掲げ、オンラインによる施策メニューの検索、申請、申請内容の確認及び自治体からのお知らせなどが可能となるよう、マイナポータルの運用開始に合わせ、ニーズの高い先の4制度が優先して検討がなされてきたものでございます。

本市におきましても、これらの状況を踏まえ今年度に入り種々の調整を行ってまいりましたが、申請等において既存の基幹系業務システムとマイナポータル、県及び県内全市町村において共同アウトソーシングをしております電子申請届出システムとの間でデータの授受が必要となることから、本年9月に年度内の手続を必要とする児童扶養手当の現況届を除く3制度14手続にかかわるシステム改修委託料として39万9,000円を補正計上させていただいたものでございます。

現在の進捗状況といたしましては、電子申請届出システムと基幹系業務システムとの連携テストを行っている段階でございます。今後は準備が整い次第、基幹系業務システムの改修を実施するとともに、3制度14手続につきましては、2月実施予定の児童手当の認定請求を初めとして、本年度内を目途に可能な手続から順次運用開始となるよう進めてまいりたいと考えております。また、児童扶養手当につきましては、制度上現況届の提出が毎年8月となることから、30年度の予算による対応とし、申請時には運用開始となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

また、運用開始の際には、この制度の利便性について市広報紙、ホームページなどのさまざまな媒体とともに、子育てに係る団体との連携を図り、PR、周知に努め、利用の促進を図ってまいります。

続きまして、2点目のがん対策における乳がん対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の乳がん検診率の推移につきましては、平成26年度14.9%、27年度17.3%、28年度は20.8%となっており、年々伸びている状況でございます。また、茨城県における検診

率といたしましては、平成26年度16.7%、27年度は17.4%となっております。

次に、2点目の乳がん対策における本市の現状とその課題でございますが、まず、現状といたしましては、保健福祉部内の健康づくり推進課において、県の乳がん検診実施指針に基づき、国・県の補助等の活用により、30歳以上40歳未満の方々を対象とした超音波による検査を年1回実施し、その検診者数は、平成26年度111名、平成27年度159名、28年度は176名、40歳以上の方々を対象に、偶数年齢の方にはエックス線による検査、奇数年齢の方には超音波による検査を毎年実施し、その検診者数は、平成26年度1,931名、27年度2,090名、28年度は2,520名となっており、年代に応じた検査により乳がんの早期発見に努めているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、本市の検診率につきましては、年々伸びを示す状況にはあるものの県平均と同水準にあり、国の目標数字である50%には至っていない現状でございます。

また、集団による検診においては、予約による実施としておりますが、時間内に検査のできる人数に限りがあるとともに、日程により希望日と合わず検診を受けられない方が出てしまうなどの課題がございます。

続きまして、3点目の乳がんの早期発見と検診率の向上対策でございますが、乳がんの早期発見には、検診を受けていただくことが最も重要であり、検診率の向上に向け、さきに申し上げました課題等の対策として、希望による検診が可能となるよう日曜検診の実施や今年度より集団健診の日数を8日間増やすとともに、医療機関での検診に要する費用として、今年度から市補助額の上乗せにより負担をいただく額を集団による検診と同額の1,000円とし、検診の体制づくりに努めております。

また、前年度において検診を受けていただいた方々へは、個別勧奨の実施、さらには2年連続未受診の方につきましては、45歳から60歳までの5歳刻みの節目において、今年度より個別勧奨を実施しております。また、41歳となる方々へは、県補助の活用による検診無料クーポンを配布し、周知に努めているところでございます。

なお、検診時には自己による検診の方法について、保健師の指導に加え、会場内に乳がん検診教育用モデルを設置し、イメージしづらいがんの部位の感触について実際に体験をいただくとともに、自己検診法パンフレット等の配布などにより、日ごろの意識の向上対策にも努めているところでございます。今後につきましても、乳がんの早期発見に向け、保健推進員や市媒体の活用により、検診率向上の施策に積極的に取り組んでまいります。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学習指導要領の改訂の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成29年3月に公示されました小学校、中学校の学習指導要領の改訂のポイントは、現行学習指導要領で学校教育が長年取り組んできた生きる力の育成のための実践や蓄積を生かし、情報化やグローバル化といった社会の変化により、人間の予測を超えて進展する未来社会を子ど

もたちが自分の力で切り開くための資質・能力，特に多くの人々とのかかわり合う共同性や社会性，さまざまな課題に主体的に取り組む態度や課題を解決する力をはぐくむことを目標としております。そのため，学校が社会と一層連携，共同を図ることによって，その実現を目指すこととしております。

今回改訂される内容につきましては，従来行われてきた道徳を，いじめの問題への対応の充実や児童生徒の発達段階をより一層踏まえた体系的なものにするために，「特別の教科 道徳」として位置づけられました。また，グローバル社会の進展から，外国語によるコミュニケーション能力の必要性が高まり，小学校では3，4年生に外国語活動が新設され，5，6年生においては，これまでの外国語活動が外国語科として教科化されます。また，情報化社会への対応から，コンピュータ等を活用したプログラミング教育など，探求的な活動の充実を図るための活動も重視されております。

次に，今回の改訂に関するスケジュールといたしましては，小学校は平成32年度，中学校は平成33年度に新学習指導要領が全面実施されます。それに向けて小学校では平成30年度，来年度から3，4年生で実施する外国語活動の一部と，5，6年生では外国語科の一部，さらに全学年で「特別の教科 道徳」を先行実施し，中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」を先行実施することになっております。

市教育委員会といたしましては，国や県の動向を踏まえながら，各学校において円滑に実施するよう現在支援をしているところでございます。

次に，英語教育，プログラミング教育の本市の取り組みと新学習指導要領全面実施までの段階的取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず，現在小学校では，5，6年生において外国語活動として週1時間実施し，他の学年については現在行っている国際教育の一貫として，総合的な学習の時間に年間に数時間実施しているところであります。

現在行っている外国語活動の狙いは，児童が英語になれ親しみ，英語を使ってコミュニケーションを図ることであり，担任が中心となって授業を行っております。本市では外国語活動の充実を図るため，本市独自に採用しております5名の外国語活動支援員や中学校に派遣している4名のアメリカ人の英語指導助手，いわゆるALTを全小学校にも派遣しているところであります。

小学校では来年4月から5，6年生に外国語科，3，4年生に外国語活動がそれぞれ年間50時間と15時間で一部先行実施されます。その際移行措置により，従来の外国語活動の時間に加え，総合的な学習の時間を振りかえて実施してもよいこととなっておりますので，本市のほとんどの小学校では，全教科の総授業時数は平成29年度と変わらずに実施する予定であります。平成31年度からは，外国語科及び外国語活動がそれぞれ年間70時間と35時間実施する予定であり，週当たり1時間の授業時数増となる予定であります。

これらの外国語科や外国語活動の指導を充実させるためには，何といたしましても教師の指導力を向上させることが大切であります。そのため教育委員会といたしましても，英語の指導に関する教職員の資質向上のため，県教育研修センターで実施している研修講座を活用したり，中学校

に派遣しているALTを小学校に派遣し、市独自に英語力向上の研修を行ったりして、担任全員が外国語科及び外国語活動の指導が円滑に行われるよう支援を行っているところであります。

続きまして、小中学生の英語検定等の検定料の補助金の交付についてのご質問にお答えいたします。

グローバル社会に向けて外国語によるコミュニケーション力の向上が求められており、児童生徒が英語検定等にチャレンジすることも英語を学ぼうとする意欲の喚起につながると考えております。市教育委員会といたしましても、児童生徒が検定等に参加する際の目標や対象学年等についても研究するとともに、検定料の補助のあり方についても今後検討してまいります。

続きまして、プログラミング教育の取り組み方についてのご質問にお答えいたします。

プログラミング教育とは、例えば児童生徒が社会科の授業で聞き手に伝わる発表資料を作成するために、資料からグラフを作成することや作成したグラフの修正や更新をしていく活動を通して論理的に考える力を育成する活動のことであり、現在、本市でも全ての学校というわけではございませんが、既に教科等の中にコンピュータを使用し、これに近い形で導入している学校、あるいは教員もごございます。

プログラミング教育を推進していくために、各小中学校に持ち運びができる児童生徒用タブレット型コンピュータや電子黒板等が必要となりますので、市の教育委員会といたしましては、平成30年度から各学校で活用できるよう整備を進めるとともに、教員がこの指導を進めていけるように教員の資質の向上を図ってまいります。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後も児童や教員、そして地域の現状を、さらには課題を的確に捉え、家庭や地域社会と協力して工夫、改善を図りながら、新学習指導要領の全面実施に円滑に移行できるよう各学校への指導や助言、支援を行ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 消防長。

〔江幡正紀消防長 登壇〕

○江幡正紀消防長 AEDの屋外型収納ボックスを導入し、屋内のAEDを屋外へ移設することについてのご質問にお答えいたします。

本市施設のAEDの設置台数は、議員のご質問にありましておおり67台でございます。AEDは「薬事法」によって高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、救命処置に重要な医療機器であることから、故障及び盗難などを未然に防止するため、適切な保守管理が求められております。

また、AEDは設置環境にも条件がございまして、気温が氷点下の寒冷な環境のもとや極端な高温下においては正常に作動しない可能性もございます。これらのことから本市としましては、年間を通じた気象状況におきましてもAEDを適正に利用することができる状態を維持管理するために、現在屋内に設置しているところでございます。

議員ご質問にもございました屋外型収納ボックスについては承知しておりますが、本市のAEDは、公共施設の正規な利用時間、または就学時間などに在館、在校する住民及び児童などを対

象として、屋内設置の条件を付したリース契約により設置しているものでございます。また、屋外型収納ボックスは、防塵、防水がなされ、温度管理及び盗難防止機能が装備されておりますが、その機能などが本市の設置環境条件を満たすものであるか、さらには夜間及び閉庁時における施設の利用者数の実態、並びに周辺住民に対するAED使用方法の普及率、屋外に設置した場合に屋内までの搬送時間などを検証した上で検討しなければならないものと考えております。したがって、現在は公共施設の正規な時間帯に利用する住民及び児童などへの緊急時における早期対応を最重視いたしまして、屋外へのAED移設は考えていないところでございます。

しかしながら、市民の安心・安全を確保するため、現在公共施設に設置されているAEDの有効活用について、特に議員のご質問にございました学校施設を開放する際の対策を小中学校の関係部署及び施設管理者と協議をしております。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 道の駅ひたちおおたの身障者等用駐車場と喫煙所についてのご質問にお答えいたします。

まず、道の駅ひたちおおたにおける身障者等用駐車場は、車の動線や一般の駐車スペースとの関係、利用者の利便性を考慮し、現在の位置であります施設南側の施設に隣接した場所に3台分設置してございます。また、喫煙所につきましては、喫煙者と喫煙しない方双方への配慮などから、施設の南側と北側の屋外に1カ所ずつ、計2カ所設置しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、施設の南側につきましては、喫煙所は目隠しの壁はあるものの、身障者等用駐車場と喫煙所が近い距離にあり、風向きの影響などによっては喫煙者の副流煙が身障者等用駐車場に流れていくこともあることから、身障者等用駐車場利用者と喫煙所利用者それぞれに配慮し、「健康増進法」を踏まえた喫煙所の設置場所について検討をしております。

○益子慎哉議長 深谷議員。

〔7番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○7番（深谷渉議員） ご答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問に入らせていただきます。

初めに、マイナンバーの交付率と普及対策についてでございます。さまざまにこれから取り組んでいくという方針でございます。まだまだ市民の中には、マイナンバーとは何なんだろうということ、わかっていない方が非常にいらっしゃるのかなということでございますので、マイナンバー制度、これらの制度の利便性、そしてそれを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く今後とも周知徹底をしていただきたいと思います。出前講座等を行っていただくということでございますので、しっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、マイナンバー制度による情報連携、また、マイナポータルについてでございます。この利便性が高まる一方で、情報連携が進めば進むほど個人情報の流出を懸念する声が出てくるのは当然でございます。その懸念を払拭するための説明をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 情報連携のセキュリティ面についてでございますが、個人情報には市区町村や医療保険者といった個人情報を保有する行政機関ごとに各情報が分散管理されております。情報提供ネットワークを通じた情報連携を行う際には、個人のマイナンバーは直接用いず、同一人に対して行政機関ごとに異なる符合というシステム内の番号を用いて個人情報のやりとりをする仕組みとなっております。そのため、各情報機関で保有いたします同一人のさまざまな個人情報が、マイナンバーだけで、いわゆる芋づる式に漏洩することを防止してございます。

さらに、個人番号制度の運用に合わせまして、国が平成28年1月に設置いたしました独立性の高い第三者機関でございます個人情報保護委員会におきまして、市区町村を初めとした個人番号を利用する機関に対して、安全管理措置などの定期的な報告を義務づけ、マイナンバーの取り扱いが適切になされているか監視、監督を行ってございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○7番（深谷渉議員） 市民のそういった意見がございましたら、適切な説明が各窓口でもできるようによろしくお願ひしたいと思います。

子育てワンストップサービスの運用とその利用促進についてでございますけれども、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの運用が、マイナンバーカード所有者で、自分でマイナンバーカードを利用して手続をする本格的なサービスが、この子育てワンストップサービスだと思ひます。

そこで、マイナンバーの交付窓口以外である子ども福祉課でのカードの交付申請を促すということも非常に有効になってくると思ひますので、事務の所管にとらわれない連携した取り組みをぜひともお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、がん対策についてお伺ひいたします。がんの検診率の推移についてでございますけれども、今、非常にがん対策、詳しくお伺ひいたしまして安心したんですけれども、検診率がなかなか、上がってはいるものの、まだそれほど高くはなっていないという現状を理解いたしました。

そこで、乳がん検診によって要検査とされた人数、そしてまた、その後の精密検査受診率について、また、それによってがんが発見された人数の把握がされていれば、できれば過去3年間のデータをお示しいただければと思ひます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年度におきましては、精密検査を要した人数89名のうち、検査を受けていただいた人数85名、受診率95.5%、2名の方に発見がなされております。27年度においては、精密検査を要した人数98名、内検査を受けていただいた人数96名で、受診率98.0%、4名の方に発見がなされております。28年度においては、精密検査を要した人数128名、内、検査を受けていただいた人数123名、受診率91.1%、8名の方に乳がんの発見がなされております。

いずれの年度におきましても、再度精密検査を受けていただいた割合は90%を超えている状況でございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） 要検査とされた方のその後の精密検査受診率過去3年間で非常に高いなという感じでございます。高いなということで感心して、またほっといたしました。それと同時にこの受診率、ここまで引き上げられてきたご努力に本当に感謝しているところでありますけれども、この受診率を上げるためにどのような対策を今まで行ってきたのかお聞かせください。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

精密検査を要した方につきましては、保健師による全戸訪問を行い、検査の受診を促すとともに、ご本人の不安等の相談を受けているものでございます。

なお、留守宅においては、再度電話による連絡等をするなどの対応を実施し、いかにして受診いただけるかに努めているところでございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。受診率を上げるためには、やはり個別の受診勧奨、または再勧奨「コール・リコール」と言われていますけれども、最も効果があると言われていたことのまさに証明なのかなという気がいたします。

通常個別勧奨は、個別の受診券とかクーポン券の郵送や、パンフレットの郵送によるものが多く、戸別訪問、そしてまた、会えなかった人への電話でのアプローチ等、ご苦労があったかと思えます。せっかく早期発見につながるチャンスを逃さないようにとの関係スタッフのご努力に改めて感謝申し上げます。

ただ危惧するのは、先ほどの精密検査で乳がんが発見された数について年々発見率が増え、28年度に至っては7%か8%になっているかと思えますけれども、近年乳がん患者数が増えている状況は、本市でも同様の傾向にあるのかなと思えます。今後とも市民の命を守るため、この高い精密検査の受診率維持をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、学習指導要領改訂についてお伺いをいたします。この学習指導要領改訂に関しまして読んでいきますと、私などはちょっと勘違いしちゃうんですけども、理解していく上で「必修化」という考え方と「教科化」の考え方の違いがわからないと、なかなか理解しにくいのかなという気がいたします。その違いをわかりやすくご説明をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 「必修化」と「教科化」の違いについてのご質問でございますが、新学習指導要領におきましては、小学校5、6年生の外国語科、あるいは小中学校での道徳科が教科として位置づけられ、一方、プログラミング教育が必修化として示されております。

ここで言う「教科化」というのは、外国語科や道徳科がこれまでの国語科、あるいは算数、数学科と同じように時間割の中に位置づけられまして、1年間を通して系統的に学習し、学習の結果の評価をしなければならないということになっております。

一方「必修化」とは、教科としては時間割には位置づけられませんが、各教科の学習の中で児童生徒の発達段階を踏まえながら、計画的、体系的に必ず行う学習活動のことです。

す。

必修のプログラミング教育についての例を挙げますと、例えば、総合的な学習の時間で学んだコンピュータの操作等を生かして、音楽科では、コンピュータのソフトを使って音の長さや組み合わせ、音程などを考えて作曲の学習をしたり、算数科では図の作成を行い、画面の中で動かして、幾つかの図形の特徴とか、あるいは関連性を捉えたりするなど、さまざまな教科の中で計画的、意図的、しかも体系的に必ず学ばせ、プログラミング的思考を高めていくこととさせていただきます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。この必修化、教科化を理解いたしました。若いお母さん方が「必修化になる」と聞くと、何か教科になるんじゃないかと、そういった危惧が話の中で聞こえるものですから、ちょっとご質問をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、英語の検定料の補助制度でございますけれども、今後検討していかれるということとさせていただきます。ほかの自治体等では積極的に取り入れているところはかなり多くなってきておりますので、本市として、本当に子どもさんの教育を援助して、子どもさんの未来のためにもぜひとも検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、プログラミング教育でございますけれども、本市は若干取り組みがおくれているのかどうかというのは判断しにくいところでありまして、かなり進んでいるところは既にいろいろな取り組みをされておまして、つい最近11月21日に、茨城県つくば市と市教育委員会がICT教育に関する研究を市内で開いたということで、児童らがプログラミングで制作した映像などのプレゼンを行ったという記事がございました。小学生が既にこういったプログラミングをしてプレゼンをするというような時代に来ているんだなという思いがしております。30年度から本市も積極的に行っていくという答弁でございますので、ぜひともよろしく取り組みのほど、お願いしたいと思います。

続きまして、安全・安心な対策についてでございます。AEDの屋外設置についてでございますけれども、本市としては今考えていないということとさせていただきます。現在AEDを設置している市の施設は67カ所なんですけれども、その設置場所の周辺の市民にも利用できるように周知されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○益子慎哉議長 消防長。

○江幡正紀消防長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市公共施設に設置されているAEDは、ほとんどの施設が茨城県のAED設置登録制度に登録しております。小中学校、幼稚園、保育園は全て登録済でございます。この制度に登録されている施設は、一般市民が利用可能な施設とされており、市民誰もが緊急時に使用することができます。また、この制度に登録している施設には、茨城県から送付されたAEDの設置施設である旨のステッカーが、その施設の玄関などの人目につきやすい箇所に掲示されておりますので、市民周知となっていると考えております。今後さらに市のホームページなどの広報媒体を利用し、市民に周知してまいります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ただいま「ホームページ等」とございましたが、AEDの設置場所はその施設名が現在載っているだけで、これでは市民にとって親切な掲載方法とは感じられないんです。AEDが24時間使用可能な施設なのか、また施設内が開放されているときだけ利用できるのかの表示と、その施設のどこに設置してあるのかまで、やはりホームページ上できちっと表示するのが親切な掲載方法だと思うんですけども、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○益子慎哉議長 消防長。

終了1分前でございます。

○江幡正紀消防長 市のホームページの掲載につきましては、議員ご指摘のとおり、施設名のみ掲載で、設置場所の掲載は行っておりません。今後はホームページを改め、設置場所の掲載を行ってまいります。また、24時間利用可能な施設と施設内が開放されているとき利用できる施設かの表示と、その施設のどこに設置してあるのかの表示につきましても、AED設置施設ステッカーの表示とあわせて、市民が一目でわかるような工夫をしまして、関係部署及び施設管理者と協議をし、表示してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。時間もございませんので、身障者等用の駐車場についても何らかの改善をしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

財務省の財政制度等審議会が2018年度の政府予算編成についての建議を先週まとめて、麻生財務相に提出いたしました。財政健全化のためとして、医療、介護など、社会保障費の削減抑制を中心項目に据えて、医療、介護、障害者福祉、子育て、生活保護、年金などの各分野で適正化、効率化の名で予算削減を迫っております。

75歳以上の後期高齢者医療制度では、現在1割負担が原則の患者窓口負担を2割に引き上げること、介護保険では、要介護1、2の人が利用する掃除、洗濯などの生活援助の保険外しが財政の観点から望ましいと記しています。全く道理のないやり方です。75歳以上の多数の人は所得が低いとともに、医療機関を受診する機会が増えるのが特徴です。窓口負担が2倍化すれば、毎日の暮らし、生活へ大きな打撃となり、受診抑制で病状悪化を引き起こす危機が増大します。国民の健康を脅かす負担増はすべきではありません。

大企業、大資産家に応分の負担を求める税の集め方の改革や社会保障や教育を優先にした税の使い方の改革によって日本経済を再生させることが重要です。社会保障費の削減でなく拡充によって国民の生活を安定させる政治にしていくことが求められております。

私は先月11月22日、常陸太田市新年度予算編成に当たって、予算編成と施策に対する要望書を市長に提出し、若干話し合いの時間をとっていただきました。市政運営に当たっては、国民

に負担増ばかりを押し付ける国の政治の防波堤となって、市民の暮らしを最優先に地方自治体の役割である福祉と暮らしの増進のためにより一層力を尽くされるよう要望いたします。

最初に、東海第二原発について質問いたします。

1、新たな安全協定締結について伺います。

日本原子力発電は、11月22日、原子力所在地域首長懇談会で、再稼働の同意を求める自治体に30キロ圏内の5市——常陸太田市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、日立市を新たに加える方針を明らかにしました。これまで同意を求める自治体は、立地する東海村と茨城県に限っていましたが、対象を周辺自治体に拡大するのは全国で初めてとなります。来年3月末までに6市村と原電が新協定を締結することで一致したとされておりますが、その内容は非公表とされております。これでは議会や住民に協定の中身がわからないまま締結されるということになりかねません。

これまで首長懇談会が求めてきた現協定の第5条と同様に、新・増設等に対する事前了解を認めるものなのか、それとも、再稼働に必要な工事を行う前の了解は、これまでどおり県と東海村だけで、他の5市には工事完了、検査完了で、いよいよ再稼働に進む時点で了解を求めるものなのか。厳密に言えば、工事着工前の事前了解権を認めるべきであり、全て対策工事が整ってから了解では意味が異なってきます。新協定が締結されれば、事前了解権は県と6市村合わせて7人の了解が必要となるものであり、仮に一人でも同意しない首長がいれば工事着工はできないということなのか。

私ども日本共産党で11月24日に、日本原電茨城事務所に私どもの江尻県議がこの点について質問をしておりますけれども、そのときに「7人全員の同意をもって了解を得たとする」、このように答えております。新たな安全協定締結についての見解を市長にお伺いをいたします。

2点目は、運転期間延長申請と再稼働について伺います。

11月24日、日本原電は、来年11月に40年の運転期限を迎える老朽原発の東海第二原発の最長20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請をいたしました。仮に規制委員会が同原発の延長を認可すれば、全国で4基の老朽原発が認められるということになります。原則40年、この運転期間さえなし崩しに踏みにじって再稼働を推進することは、私は大きな問題だと思います。

原発の運転期間について「原子炉等規制法」で原則40年としたのは、2011年3月の東京電力福島第一原発の深刻な事故を受けたものです。もともと原発自体が未完成の技術であり、一たび地震や津波に襲われるなど事故が起これば重大事態を招くことは、福島第一原発事故の発生から6年8カ月以上たっても収束の見通しを持たない、このような状況を見ましても明らかです。その上、40年も運転を続けていけば、機器や配管の劣化が起きるだけでなく、放射線にさらされる原子炉本体や壁などがもろくなることは避けられません。

東海第二原発は、福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉です。この沸騰水型原子炉の運転延長申請は初めてとなっております。沸騰水型炉は原子炉を覆う格納容器が極めて小さく、炉心溶融すると、たちまち容器内は高温高圧となって、容器の破損のおそれがあります。規制委員会では、

格納容器の圧力逃がし装置ベントですけれども、このベントの装置を義務づけるなどとしていますが、安全の保証にはなりません。東海第二原発の運転延長を狙うのは、原電にとって東海第二原発しか動かせるめどの立つ原発がなくなり、経営困難に陥るからだと思えます。こうした住民の安全よりも利益優先の姿勢はもうやめるべきです。半径30キロ圏内の14市町村で避難計画ができていない自治体はありません。

茨城新聞の世論調査、これは10月20日付ですけれども、ここで再稼働反対が63%、賛成21%を大きく上回っております。県内市町村議会の6割が運転延長反対や再稼働中止の意見書を可決しております。

そこで、2点伺います。

①として、日本共産党県議会と県議団は原電に対して運転延長申請に抗議し、安全が最優先であり、運転延長申請を撤回すること、再稼働は断念すること、脱原発に向けて研究開発技術を生かすこと、この3点の申し入れを行いました。私もこの間、同僚議員と一緒に原電に何度も申し入れを行っておりますけれども、なかなかはっきりとした態度を示さず、私は本当に住民の命を大事にしているのかと、このような話もしました。この運転延長申請について、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

②として、原電の村松社長は「20年延長申請時にも再稼働には直結しない」と述べておりますが、この点について市長はどのようにお考えになっているのか。20年延長と再稼働との関係、また、認識についてお伺いさせていただきます。

3点目に、避難計画について、避難計画の実効性について伺います。

本市の避難計画の策定目標は来年3月となっております。広域避難計画の基本的な考え方について、地区別の避難先と避難経路について、広域避難マップについて、住民説明会もこの間実施されてきました。住民の質問を見ますと、本当に計画の説明どおり避難できるのかと、不安と同時に検討課題も明らかになってきております。

しかし、日本共産党の江尻県議が各自治体に聞き取り調査を行いましたけれども、この中で大子町では、避難対象の住民がもちろん大子町にいるわけですけれども、その一方で、本市の3,000人の受け入れ体制に苦慮していること、また、複合災害への対応が全く進んでおりません。地震や津波等により予定する避難所や道路が使用できない場合も、二次避難先や代替経路の確保も重大課題です。また、病院や福祉施設の入院・入所者、在宅高齢者、障害のある方など、要支援者の避難態勢、マイカーで避難できない市民の移動手段、スクリーニングの場所や必要機材、要員の確保など課題が山積しております。

東京新聞が五十嵐つくば市長に取材をしておりますが、五十嵐つくば市長はこのように答えております。「再稼働で事故を起こしたら市民を守れないし、避難してくる人への対応もし切れない。市長としてそういうリスクはとれない」と、再稼働に反対する姿勢を鮮明にしたという記事がありました。まさしくそのとおりだと思います。この原発30キロ圏内は人口約97万人近くが住んでいる地域です。被曝しないで避難できるのか、もとの暮らしに戻れるのか、私は実効性のある避難計画の作成など、極めて困難だと思います。

事故が起きたらどうするのかということ、これはもちろん大事なことですけれども、事故が起きないようにするにはどうするのか。稼働して40年を迎えた施設でさらに20年延長する、本当にこれは大丈夫なわけがありません。市民や県民の「再稼働はやめよ」、こうした声をまともに誠実に受けとめて、原発はゼロにすることが私は大事だと思います。避難計画の実効性について、地元住民説明会も行ってきましたけれども、この点について伺いたいと思います。

2番目に、国民健康保険制度について、1、国民健康保険制度の県単一化について伺います。

1月28日に、4回目の茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が開かれました。そこで審議された内容は、1として、市町村が県に支払う納付金や必要保険料の仮算定結果、2点目に、激変緩和措置の考え方と措置額、3点目に、平成30年度に設置する県の国保運営協議会についてなどでした。第3回までの資料には試算結果を示す数値資料が公表されておらずでしたが、第4回の資料では、納付金や保険料について市町村ごとの仮算定結果の数値が公表されました。

きょうの茨城新聞の一面には、来年度の国保の保険料が33市町村で年平均2,462円上昇する見込みであると、そして仮算定で負担増となる結果を受けて常陸太田市の担当者の声が出ていたんですけれども、「今回示された標準保険料率まで引き上げるのは厳しい。加入者に負担がかからない方法を考えたい」とおっしゃっております。このように取材に応じておりますけれども、そこで、第4回の資料をもとに3点伺いたいと思います。

1点目は、標準保険料率と本市の国保税額との対応について、平成30年度の被保険者1人当たりの保険料の算出額について伺います。

2点目には、納付金の示された額と、また、納付金は100%完納が原則で、減額は一切認められないと。ですから、そういう場合の対応についてどうするのか伺います。

3点目は、一般会計からの繰り入れの継続と基金の活用で国保税の引き下げを行うことについて伺います。

3番目に、新学習指導要領について、新学習指導要領の問題について伺います。

中央教育審議会が昨年12月21日、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等についての答申をまとめて文部科学大臣に提出いたしました。新たに規定した新しい時代に必要となる資質・能力では、その育成のために学習内容や指導方法、学習評価の仕方を細かく例示し、これでは教育現場が縛られるのではないかと危惧する声が聞かれます。新学習指導要領は、小学校は2年後の2020年度から、中学校は2021年度から全面実施されることになっておりますけれども、今回の改訂で私は教育のあり方が大きく変えられようとしていると危惧を持っております。2月14日には指導要領改訂（案）が示されました。その中で5点伺いたいと思います。

1点目は、新しい時代に必要となる資質・能力についてです。

日本経団連が昨年4月19日に提言した今後の教育改革に関する基本的考え方の中で、グローバル競争の激化など、環境変化の中でも生涯現役で活躍できる人材と育成したい素質、能力を成果目標として掲げて、その手段としてアクティブ・ラーニングや英語教育等の項目を詳細に挙げ

ています。中央審議会の答申の内容は、この経団連の提言で言っていると通りの改訂内容がずらりと並んでおります。そもそも成長、発達する主体は子どもであって、それを保障するのが教育です。特定の資質・能力を定めてそこに向かって教育するというのは本末転倒で、「教育基本法」に掲げる個人の人格の完成という教育本来の目的とかけ離れたものになってしまうのではないかと危惧いたします。教育長のご見解を伺います。

2点目は、授業時間数の増加についてです。

小学生にとって大きな変化は、1年間の授業時間数が増えることです。小学校3年生以上は年間33時間増え、4年生以上は中学生と同じ時間、1015時間と大きく授業時間が増えます。授業時間と同じぐらいに子どもの成長にとって大切な中休みや昼休みが削られることになると、学校生活がさらに忙しくなり、いらいを募らせることになってしまうのではないかと心配します。小学生にとって、ゆとりの時間を削り、そして大きな負担となることは確実で、増加する時間数をどのように確保するのかお伺いをいたします。

3点目に、英語教育について伺います。

指導要領改訂（案）で示された内容は、歌やゲームに親しむ外国語活動を3年生から引き下げ、5、6年生については教科化して授業数が増やされます。英語教諭免許を持たない小学校教員が多数のもとで教科化ができるのかという根本的な問題や、3年生から6年生で各学年35コマずつ増える授業時間をどう確保するのかなど、課題が山積しております。先行自治体の事例や現場の教員からは、塾通いを増やし、経済力による格差が生まれる、あるいは、かえって授業嫌い、英語嫌が増えるなどの指摘もされております。

児童は次期学習指導要領のもと、文法と700語の単語を身に付けることとなっておりますけれども、授業時間の確保やカリキュラムの内容など、児童の負担を考慮すると同時に、確実な習得ができるよう配慮したものにすべきと考えますけれども、英語教育についてのご見解を伺います。

4点目に、道徳教育について伺います。

道徳の教科化は、これまでなかった検定教科書を使用して道徳を教え、かつ、これまで行ったことがなかった一人ひとりの子どもの心や道徳を評価するものです。従来とは次元の違う形で子どもに官製道徳を押し付けるものにならないか。「憲法」は教育内容への国の関与、できる限りの抑制を求め、学校、教員の自主性を保障しております。民主主義社会の道徳は、個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎に置いたものです。そうした道徳は、上からこうあるべきだと押し付けることはできません。自由な雰囲気のもと、多様な価値観が認められる中で、さまざまなことを経験し、学習することによって、自主的判断で選び形成していくものだと思います。道徳教育について、今後どのように進められるのか、ご見解をお伺いいたします。

5点目は、アクティブ・ラーニング、これは主体的・対話的で深い学びの有用性と課題について伺います。

アクティブ・ラーニングについては一定の教育効果が認められる一方で、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の形を目指した技術の改善のみにとどまる形骸化が指摘されるなど、課題も多く指摘されております。2月14日に示された指導要領改訂（案）では、「アクティブ・ラー

ニング」という言葉は使用せずに、「主体的・対話的で深い学び」という言い方に統一されました。問題は、学習内容の理解よりも話し合いや発表の仕方、助け合いの様子など、子どもの態度が重視され評価されることです。主体的・対話的で深い学びの有用性と課題についてどのように捉えているのか、また、この導入に当たっては、教員の多忙解消を行った上で授業準備時間の確保と教材提供や研修などの支援が必要だと思えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

4番目に、学校給食費助成について伺います。

本市では2016年度から、公立の幼稚園、小中学校の給食費の半額、幼稚園は第3子以降が無料となっておりますが、この半額助成を実施しております。教育費の父母負担軽減のこのような取り組みは、子育て真っ最中の世代から大変喜ばれております。近隣の住民からも注目されております。

小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助している、無償にする市町村が、昨年度は全国で63市町村でした。今年度は20市町村増えて無償化が始まり、合わせて83市町村に広がっております。県内では大子町が2017年度から給食費の無料化、これは5年ぶりに復活しておりますけれども、この無料化に踏み切っております。保護者が負担する給食費の平均月額は、小学校で約4,300円、中学校で約4,900円。無償化によって子ども1人当たり年間5万円程度の負担軽減になるわけです。本市で言いますと、完全無償化が図られれば、幼稚園で年間5万400円、小学校で年間4万9,200円、中学校で5万2,800円、これが父母負担の軽減となるわけです。

無償化の理由としてこのようなことが言われております。「子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進を上げる」。このような自治体が増えていくということです。無償自治体の広がりを受けて文部科学省が初めて全市区町村を対象にした学校給食費無償化調査を行いました。調査項目が無償化のほかに、半額補助など、一部補助、無償化について、子どもや保護者、地域の変化、予算確保など、11月初めには集約しているようです。

適切な栄養摂取による健康増進や健全な食生活に対する判断力の養成など、教育の一環としての学校教育の役割、さらに給食は子どもの食のセーフティーネットの役割も果たしています。学校給食費の負担軽減は、子育て支援や教育充実を進めることにもつながります。本市では全国に先駆けて学校給食費の2分の1助成を実施して2年目に入っておりますけれども、あと8,000万円の財源確保に努力していただいて、学校給食費の全額助成、無償化のご検討を求めたいと思います。教育長のご見解を伺います。

5番目に、子どもの歯科保健について伺います。学校歯科検診についてです。

2013年、平成25年12月に出された文科省の今後の健康診断のあり方等に関する検討会の報告によりますと、歯科保健においては、実際に口の中が見えることを前提として、歯の状態に応じた磨き方や食物摂取のあり方等に関する指導を通じて、子どもの自己管理能力を育てることができると、子どもや保護者の健康教育にとって重要な役割を果たしている。その一方で、学校歯科検診では、虫歯だけではなく、歯周病、歯肉炎、顎関節や歯列咬合——歯のかみ合わせな

ども留意することになっておりまして、見るべき疾病が多様化している。現代の子どもの口腔内の状態も大きく変わってきており、今後は健康相談や保健指導の充実を図ることも課題である。さらに報告では、歯科検診における虫歯や歯肉炎等の結果を踏まえて、歯と口腔の課題だけでなく、子どもの健康そのものの保持増進を図るという取り組みが必要となってくる。すなわち、生活習慣病の予防という観点にも注目して、健康相談や保健指導と関連させながら、歯科検診のさらなる充実を図ることが必要となる、歯科検診は疾病発見型のスクリーニングではなく、健康志向、健康増進型のスクリーニングであることに意義があると、このように文科省が2013年に報告をしております。

本市においては、こうした報告も受けて、毎年4月から6月にかけて学校歯科検診が実施されておりますけれども、その中で3点伺いたいと思います。

1点目は、歯科検診の結果の特徴について、2点目に検診後のケア、歯科受診の実態について、3点目に、今後の口腔ケアの推進について伺います。

6番目に、公共施設のヒアリング（磁気）ループについて伺いたいと思います。

年齢とともに聞こえが衰える老人性難聴は、70歳以上で約半数、全国では1,000万人に及び、国民10人に1人は高齢難聴者と言われております。聞こえの衰えは、人との会話がうまくいかず、コミュニケーション不足を生み出します。難聴者はどうしても外に出ることや近くの集まり、講演会、文化行事などへの参加を敬遠しがちになってしまいます。

聞こえを支援するヒアリングループ、磁気ループと言わせていただきますけれども、この磁気ループという集団補聴装置がありまして、これは国際的にはヒアリングループと言われるのですが、イギリスや北欧諸国には、駅、空港、タクシーに設置してありまして、大変有効な設備であること、国内では20年前から設置されて、ほとんどの地方裁判所や各地の公共施設に設置されております。この磁気ループで聞こえを補うことができれば、難聴の方を社会から孤立させることなく、自立した社会生活を送っていただけたと思います。

磁気ループの自治体への設置が現在少しずつ広がっておりまして、東京都のように福祉のまちづくり条例に、施設の新設や改修の際には集団補聴システムの設置を義務づけております。横浜市は、福祉のまちづくり条例の施設整備基準の例に磁気ループを挙げているなど、普及のための措置がとられてきております。また、三重県伊賀市などの議会では、傍聴席に難聴者用磁気ループが設置されております。全国各地では、行政窓口、集会室、コミュニティバスへの設置、また、アタッシュケースに入れて持ち運べる貸し出し用の携帯型磁気ループなど豊富な設置例がありまして、多くの高齢者に利用、そして喜ばれております。

私はこの問題を4年前に取り上げました。そのとき、研究、検討していくという答弁でしたけれども、あれから4年が経過しております。本市でも公共施設において可能なところから磁気ループの導入を求めたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新たな安全協定締結についてでありますけれども、原子力所在地の首長懇談会から、安全協定において原子力施設所在地であります県知事と東海村長と同等の権限の行使を求めまして、原子力安全協定の見直しについてこれまで重ねて要求をしてきたところであります。この間、日本原電と東海第二発電所の今後にかかわる判断を求める前までに、原子力安全協定を見直しするとの覚書を締結いたしまして、日本原電からの不十分な見直し（案）の回答に対して、権限の拡大を承諾するよう強く求めて来たところであります。

このたび、日本原電から、原子力所在地首長懇談会に対しまして、東海村を含みます6自治体に対しまして、実質的な事前了解権限を認める新たな協定を締結するとの回答を得たところであります。これによりまして、事前了解をする権限を周辺自治体においても行使できるとする新協定を今年度中にも締結することとしたところであります。

次に、安全期間延長申請と再稼働についてのご質問であります。運転期間延長申請についての見解でありますけれども、今回の運転期間延長申請は安全審査の一貫であります。そしてまた、再稼働へは直結しないことを所在地の首長懇談会においても確認したことを踏まえまして、日本原電に対しまして原子力規制委員会への運転期間延長の申請をすることを認めたところであります。

また、再稼働の関係、認識についてのご質問であります。この問題に関しましては、今回獲得することができた新協定に基づく事前承認権を行使する過程で、その是非について判断をしてみたいと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 東海第二原発についての中、避難計画の実効性についてのご質問にお答えをいたします。

東海第二原発において原子力事故が発生した際に、市民が迅速、安全に避難行動ができるよう、現在、常陸太田市原子力災害広域避難計画の策定を進めておるところでございます。

この計画の実効性を担保するために必要なことといたしましては、まず確実な避難先の確保及び避難先における協力体制の確認でございます。そこで避難先として予定しております茨城県内及び福島県内の21市町村と当市の間において、おのおのに原子力災害時における常陸太田市民の広域避難に関する協定をこの秋に締結したところでございます。協定の内容といたしましては、当市からの避難者の受け入れと避難所の提供、避難所の開設業務と避難者の受け入れ業務の受託、非常時の必要物資の提供等に関して締結をしたところでございます。

また、計画の実効性を高めるためには、何よりも住民の理解と協力が不可欠であるため、広域避難計画の原案について、各地区ごとに計20回の住民説明会を開催し、その概要を説明し、意見を伺ってきたところでございます。

なお、現在は原子力災害時広域避難計画（案）のパブリックコメントを来年1月4日までの予定で実施中でございます。広く情報を公開し、意見を伺っているところでございます。

さらに、住民が実際に避難行動を行うに当たり、迅速、安全に行動ができるように、原子力災害広域避難マップをあわせて作成いたしております。これにより屋内退避の方法や避難先、避難経路の詳細な地図情報、非常持ち出し品の例等についてイラスト等を用いましてわかりやすく住民に示すことにより、避難計画の実効性が高められるよう努めているところでございます。

今後におきましても、広域避難計画を基本といたしまして、より具体的な実施計画等を策定するとともに、地震等により避難路や避難先が被害を受けるなどの複合災害等を想定した対応についても課題として検討してまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の2項目についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1項目目の国民健康保険制度における都道府県単位化のご質問のうち、1点目の標準保険料率と本市の保険税額との対応でございますが、茨城県より第4回目となる平成30年度国保事業費納付金及び標準保険料率仮算定結果（一般被保険者分）が、平成29年11月24日付の文書をもって示されたところでございます。その算定結果によりますと、本市が茨城県に納めるべき納付金の額は16億1,177万8,018円となり、そのうち国・県の補助等を差し引いた必要とする保険税の総額は13億9,305万5,973円となるものでございます。

この額を本年度予算編成時の一般被保険者数で除した1人当たりの保険税額は、約10万4,700円となり、本年度の税額を約2万8,700円上回ることとなります。しかしながらこの額による保険税の引き上げは、被保険者の方々の生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、30年度においては引き続き一般会計からの繰り入れをお願いするとともに、支払準備基金の取り崩しによる繰り入れによりその差額を補填し、現時点では引き上げをできる限り抑え、本年度と同程度の保険税額となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この納付金及び必要な保険税総額については仮算定であり、平成30年1月中旬に茨城県より確定額が示される予定となっております。

次に、2点目の納付金完納への対応といたしましては、税の収納不足などにより県へ納付金が納められない事態に陥った場合においては、制度上は県の設置する財政安定化基金から市町村が借り入れをし、次年度以降3年間をかけ償還することとされております。しかしながら、この制度の活用は国保運営の安定化を欠くことが懸念されるため、市町村が積み立てる支払準備基金からの繰り入れにより対応することが望ましいものと考えております。

3点目の一般会計からの繰り入れの継続と支払準備基金の活用による国保税の引き上げについてのご質問でございますが、さきの2点においても申し上げましたとおり、今回実施される国保制度の都道府県単位化は全国的なものであり、どの市町村においても各県への納付金の確保に鋭意努力をしているところでございます。そのような中、本市の平成28年度現年度分における1人当たりの調定額は、県内44市町村において43番目に位置し、県平均に比べかなり低い水準にございます。したがって、議員ご提案の税の引き下げは実施すべきではないものと考えております。

続きまして、2項目めの公共施設へのヒアリンググループ導入についてのご質問にお答えいたします。

ヒアリンググループにつきましては難聴の方の聞こえを支援するシステムで、施設内に設置した磁気ループにより音声を磁気にかえ、その信号を補聴器や専用の受信機で音声として聞くことができるシステムであり、雑音などが入らずはっきりと音が聞こえるため、難聴の方や加齢などで聴力の弱った方に有用なシステムとされております。高齢化が進む中、高齢者の社会活動の場面が増えてくることが予想されることから、難聴の方が情報を得やすい環境づくりを推進するための方策として、当該システムの活用も一つの手段であるものと認識をしているところでございます。

なお、このヒアリンググループの設置について、平成25年5回定例会においても同様のご質問をいただいておりますが、調べられる範囲で県内の設置状況を見てみますと、平成25年12月以前の設置済が県及び3市町村、その後の設置が4市町村で、現時点では県及び7市町村が設置をしております。しかしながら、設置はしたもののその利用の頻度はかなり低いと伺っております。そのような状況を踏まえ、本市といたしましては、今後先進事例や県内市町村の動向を鑑みながら、ヒアリンググループの必要性について十分に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず、新学習指導要領についてのご質問にお答えいたします。

まず、新しい時代に必要な資質・能力についてのご質問でございますが、これからの社会、我が国は生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく変化し、未来を予測することが困難な時代となってくることが予想されております。したがって、子どもたち一人ひとりには、持続可能な社会の担い手として活躍することが期待されております。そのため、今回の改訂では、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」という3つの柱に整理され示されたところでございます。

これらの資質・能力は、児童生徒が課題に対して主体的に取り組む態度や解決する力を育成する基盤となるものと捉えております。学校と社会の連携を推進することが大切でありますので、市教育委員会といたしましても、第6次総合計画の教育面での目標「夢を育み健やかに生きるひとづくり」をベースにしながら、教育活動全体を通して3つの資質・能力の育成を図れるよう助言、指導を行ってまいりたいと思います。

次に、授業時数の変化についてでございますが、深谷渉議員にもお答えいたしましたとおりでございますけれども、来年度は総合的な学習の時間等のやりくりで授業時間数は増えませんが、平成31年度は5、6年生が外国語活動を全体で70時間、3、4年生の外国語活動35時間となりますので、週当たり1時間の授業時間増となる予定でございます。

現在各学校では、時間割の組み方について研究を行っているところでございます。また、県の

市町村教育長協議会においてもこれらの時間の充実を図るため、英語の免許を持つ教員の適性な配置や、専門的に授業を担当する教員の加配を国や県に対して要望しているところでございます。

続きまして、英語教育についての見解ですが、小学校の英語教育はグローバル化が急速に進展する中で、外国語のコミュニケーション能力は生涯にわたるさまざまな場面で必要となることが想定されますことから小学校3年生より導入されます。早い段階から外国語になれ親しみ、英語を使ったコミュニケーション能力の向上を図ることが大切と考えております。そのためには何といたしましても教える教師の指導力を向上されることが重要でありますので、今後さまざまな研修を通して、あるいは本市で採用しているALTを各小学校に派遣して研修して、教員一人ひとりの英語力の向上、あるいは指導力の向上に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、道徳教育についての見解を申し上げます。これまで道徳の時間は週1回実施してきておりますが、今回の改訂で教科用図書を使って授業を行う「特別の教科 道徳」として改めて位置づけられました。道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は変わっておりません。従来学んできた内容についても変わりありませんけれども、今後児童生徒がいじめの防止や安全の確保等にも資することができるよう、個性の伸張」や「相互理解・寛容」などの項目が追加されたところであります。

いずれにいたしましても、「特別の教科 道徳」について評価もしなければなりませんので、これについては道徳の授業だけでなく、学校の教育活動全体を通して児童生徒の道徳性がどのように変化したかを捉えることとなっております。数値による評価は行わないことになっております。

最後に、アクティブ・ラーニング、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の有用性と課題についてでございますが、最初にも述べましたとおり、新しい時代に必要となる資質・能力は、各教科において自分の考えを持ち、その考えを友達と比較して広めたり深めたりして獲得した学習内容や考え方を次の課題に活用する主体的な学びによって育成を図ることが大切であります。この資質・能力は、単なる教師側の教え込みで育成を図ることは難しく、児童生徒が主体的に学ぶことからはぐくまれるものと考えております。したがって、これまで平成29年度常陸太田市教育指針にも示したとおり、グループ学習あるいはペア学習での対話等、あるいは調べ学習等を通してこの深い学びにつながるよう実施してきているところであります。

続きまして、本市の学校給食費の全額助成無償化についてのご質問にお答えいたします。

本市の学校給食費につきましては、子育て支援策の一環として、平成25年度から市立幼稚園児第3市以降の給食費を無償にし、平成27年度からは幼稚園児第1子、2子の給食費を2分の1に減額しました。さらに平成28年度からは、小中学生の給食費を2分の1に減額しているところであります。

給食費の無償化につきましては、自分で食するものについては基本的には受益者負担という原則を踏まえつつ、これまで行っている減免措置を継続することによって、減額した分を子育てに必要な物品や学用品等の購入に充てていただけるよう、子育て支援を図るため、当分の間この減額を行ってまいります。

続きまして、学校歯科検診について、まず、歯科検診の結果の特徴についてお答えいたします。

学校における歯科検診は、「学校保健安全法」施行規則にのっとり、内科検診とともに毎年6月30日までに各学校で実施しております。

平成29年度の本市の児童生徒の歯科検診結果の特徴といたしましては、乳歯及び永久歯のう歯罹患率、いわゆる虫歯のある児童生徒の割合が、小学校で49.6%、中学校では35.5%であります。5年前の平成25年度に行った検診の結果では、小学校67.3%、中学校51.5%であり、本年度と比較しますと小学校では17.7%、中学校では16.6%と、小中学校とも罹患率が大きく改善されているところであります。

また、歯周疾患につきましては、平成25年度と平成29年度の調査結果を比較してみますと、歯周患者は、小学校では1.9%が1.3%に、中学校では3.9%が0.8%となって、かなり改善されております。歯周疾患のおそれのある要観察者について比較してみますと、小学校では6.1%が3.9%に、中学校では6.3%が4.8%へと大きく改善されている状況にあります。しかしながら歯周疾患については、小学校から中学校へと学年が上がるにつれて緩やかに増加する傾向にあることが課題となっております。

次に、歯科検診のケアの実態についてお答えいたします。

検診結果については、全ての児童生徒の保護者に通知しておりまして、再受診や治療が必要である児童生徒については勧告を行っております。その結果、本年10月末現在で、永久歯のう歯処置完了率、いわゆる虫歯の治療率については、小学校が56.6%、中学校が69.6%と、小学校から中学校へ学年が上がるにつれてう歯の処置完了率が上がっており、児童生徒への保健指導や保護者への健康相談等を通して虫歯治療への意識が高まっていると捉えております。

しかしながら、今年の検診の結果、治療勧告した児童生徒のうち処置完了率については、11月末現在で小学生が57.3%、中学生が39.1%となっております。中学生について、特に中学生の学校生活において放課後遅くまで部活動等を行っており、なかなか治療する時間がとれないでいる結果と考えられます。したがって、冬季は各学校とも部活動の終了時間が早くなるので治療する生徒が増えるものと考えられます。ただ、治療しない生徒もいると思いますので、冬休み前に小学生も含めて再度治療を促したり、保護者会の折に個別に歯の健康について助言したりして、早期に治療が完了できるよう各学校に対し指導してまいります。

○20番（宇野隆子議員） 教育長そこまで大丈夫です。時間がありませんので。

○益子慎哉議長 答弁中は発言をしないように。

○中原一博教育長 最後に口腔ケアの推進についてでございますが、学校保健委員会や養護教諭が中心となって、さらに治療が進むよう保健指導の充実と歯の健康に関しての家庭とのより一層の連携を図りながら口腔ケアを推進するよう指導してまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 2項目の国民健康保険制度の答弁の際、3点目の議員のご質問を申し上げる際に、一般会計からの繰り入れの継続と基金の活用で保険税の引き下げを行うことについてお伺いしたいという質問の内容を、「引き上げ」ということで表現させていただきました。お詫

びして訂正を申し上げます。よろしく申し上げます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) それでは、東海第二原発の再稼働問題について、市長にもう一度確認したいと思います。そうすると、県と東海村が当該市町村で事前了解ということになっておりましたけれども、今度5市長がそこに加わりまして7名となったわけですよね。それで事前了解ということで、当該と同じような権限を持たれたということによろしいのでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 これまでの安全協定とほぼ同じような権限を持ったということです。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) それで、非公表ということになっておりますけれども、この点についてはぜひ住民にもその経過等も知らせながら進めてほしいと思うんですが、非公表なので原電にもそういうことを公開ということで求めてほしいと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 先ほどもちょっと申し上げましたように、本年度末をもって締結、そこまでをめどに協定締結をするということにしていますから、今、文言の内容等についても見直しをしている段階で、現段階ではちょっと申し上げられません。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) 部長からちょっと訂正がありましたので、その時間だけ少しお許しいただきたいと思うんですけれども。

○益子慎哉議長 時間を守っていただきます。

○20番(宇野隆子議員) 訂正がありましたので、その部分だけ質問させていただきたいと思うんですけれども……。

○益子慎哉議長 質問時間内でまとめてください。

○20番(宇野隆子議員) 国保税ですけれども……。

○益子慎哉議長 終了1分前です。

○20番(宇野隆子議員) 一般会計からの繰り入れ、28年度は3億5,000万円ほどになっていますね。そうすると、29年度も、今後もそれと同額ぐらいの一般会計からの繰り入れを行って、国保はさっき引き下げはできないと言いましたけれども、少なくとも値上げはしないということで、同額ぐらいになるだろうという答弁もありましたが、これだけしっかり確認しておきたいと思うんですが、保険料についてどうですか。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 繰入額等については、今、積算をしておりますので、具体的には同額程度ということの努力をしていきたいと考えますけれども、今の時点についてはそれ以上のことは答弁できないという状況です。

○20番（宇野隆子議員） 保険料は値上げしないということはどうですか。

○滑川裕保健福祉部長 それについては、今、積算をしている段階ですので、値上げをしないということは断言できないということでございます。

○益子慎哉議長 持ち時間は終了しました。

教育長から訂正があります。教育長。

○中原一博教育長 先ほど子どもの歯科保健についての答弁の中で、歯科検診の結果の特徴についての中で、中学校で改善率が「16.6%」と申し上げましたが、「16.0%」と訂正させていただきます。

○20番（宇野隆子議員） 以上で一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

次回はあす、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時03分散会